（日曜日休刊）　第千九十五號　日曜日休刊　（定價三錢）

時事新報

（日曜日ハカリ休刊）

明治十八年十月十六日（金曜日）
書乙酉九月九日　きのゑ、たつ
日出午前六時零八分　日入午後五時二十三分
月出午後零時二十三分　月入午後十一時五十二分
朔閏午前十時二十八分　朔閏午前十時五十四分
（西暦一千八百八十五年）

とは申しながら斯くて折角來遊の外國人も安心して長く逗留すべき譯なれば各地來往の外客のためは成るべく充分に行き届かれ便利と興へて其目國に居る時と同樣の心地あるべくはしむるまで最も必要の注意ならん汽船汽車の賃錢等い初めより一定し居るが故に是れは例外の事として扱て各地方の馬車人力車等い其地方掛官ふ於て樣め其地勢に險易と測り一里の賃錢と何錢と定めて乘車切符を發行し其切符さへ持參すれば南船北馬何の苦もなく旅行すると得る等に工夫い新來遊の外國人ゑ取りて幾多の便利を感せしむることある可き又特ふ來遊外國人と滿足せしむるにい明治廿三年の一年間日本全國にて自由勝手に遊獵漁獲するとも許して可ら非利加の內地、南亞米利加の山林ゑ世界第一の獵場の奇獲なるべけれども山深くして人烟少く谷靜にして畫猶昼暗く久しく其地に留まらんと欲するも眠食の不自由に妨けらるゝを如何せん然るゝ日本い之れに反し村溪行き靈くして忽ち村あり茶菓買ふて以て渴と響す可し、村靈て林あり射獵試びべし其秋顏黃落の節に「枯枝に鴉のとまりけり秋の暮」の趣と存し水葉脫して食鳥獸はれ郊外に遊獵倦むことを知らず日の西山に春て暮鴉の林ゑ歸るを忘るゝとなりん斯くて歸路には直に車と命し又一種の駕籠に乘り壓揺のブランゲーに微醺と買ふて吟嘯して旅店に歸ることを得べき日本內地の遊飼んで其樂しきや天然は豚景と人事の便利と併せ備て里に聲つ礮の聲と聞さながら深山幽谷の豪遊と忘にすべきの趣妙は世界萬國に比類なき者ならん右の次第なれば世界の人を歓待し我實情を有れば〻に示すの時なり今よりよく注意して其準備に手落なからん事と希望するなり

（畢）

時事新報定價

一枚金三錢○一箇月前金十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢○左に掲ク各地ニ於テハ郵便賃料ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尼ノ道　廣島　岡山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　鳥取　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　岡崎　豊橋
國府津　沼津　熱海　高崎　二本松　石ノ巻
國領　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　新潟　杉戸　幸手　久喜　關宿

右各地ニ於テ郵便賃料ハ同レタル郵便料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上一箇月迄	一箇月以上
一行	五十銭	三十銭	二十銭	一十銭	四十銭
行上	三十行	二十行	一十行	一行	一行
七銭	八銭	七銭	六銭	五銭	四銭
六銭	七銭	六銭	五銭	四銭	三銭
五銭	六銭	五銭	四銭	三銭	二銭
四銭	五銭	四銭	三銭	二銭	一銭

時事報

明治廿三年の亞細亞博覽會（前號の續）

國を文明の世の中に立て人の文野貧富強弱等を知らざるは固より患ふ可しと雖ども人の己と知らざるい最も學ふ可き事ありとす一般に論ずれば日本人い能く西洋諸國の社會の實際を知るものゑ非ず知らざるが故に之を畏敬すると時ゑ或は其實に過ぐるの趣あれども西洋人と日本を知らず知らざるが故ゑ地理上の位地大小等より管見して安南暹羅の流亞なりとし或と單ゑ東夷れ錄々たる者ありと見做そのみにしく決まく待つゑ部等同類の礮を以てそるの意あ充ものゝ如し左れば歐米の展覽博覽會等にたゞ〻日本れ出品ゐるを見れど毎度其藝術の精巧にして野蠻中の物に非ざるを賞し遊學者生が西洋高等の大學校に入りて優等特別の卒業證を得れば大に其文思天才れ秀逸あるを嘆ずれども之と賞し之と嘆ずるは畢竟日本と知らざるが故のみ東洋の孤島名と知らず而して其出品如此ものゝあるゑ其書生に解かる者才あるかとて餘りゑ卑下し過ぎさると怖い餘ゑ人は傲慢無禮ありしと謗くのみ實に罪毋しかゝぬ次第に非ずや事情右の如くなるが故に我輩い談、內外交際の事に及ぶ毎に日本の國柄と世界に表白するの必要あると陳述すれども左ればとて漫に虛名を售り日本の名の其實よりも花々しく聞えんとを斯るものに非ず今の日本の有りの儘と有りの儘ゑ知らしひれば我輩の本願達するものゑり而しく此本願と達せんとするには明治廿三年亞細亞博覽會の好機會と空うす可らざるゑり

明治廿三年の亞細亞博覽會ゑは保養遊覽れ外國人來國より太平洋を渡えて歐洲より蓬西香港と經て蜘蛛蜂蜜花の東京に來るとならん此時ゑ當て我々日本人は嘗博覽會のみゝ博覽會とせず日本全國を打開て之と一個の大博覽會場と爲すの覺悟なる可らず就ては樂め其用意と爲し地方の記事欄にも夫れ〻〻沙汰して來遊外國人の到るべき場所柄は筆墨も神態ゑ整頓ゑて仮令へ其家族は日本風にても日本固有の淨潔白と眠食の安樂とを與ふとし當座宿泊小林れ鬼と缺かぬやう其準備所置なるべし又今日の實際に於て都鄙の者共が外國人と見れば奇異怪と可しとして賞るものい殊外ゑ高く眼るものは殊者ゑ多く病想者の差恥と見てその實と二三ゐそる者ゐるやの樣も少なからず世界萬國ゑ免かれ難き惡事

明治十八年十月十六日（金曜日）
書乙酉九月九日　きのゑ、たつ
日出午前六時零八分　日入午後五時二十三分
月出午後零時二十三分　月入午後十一時五十二分
朔閏午前十時二十八分　朔閏午前十時五十四分
（西暦一千八百八十五年）

世界の人を歓待し我實情を有れば〻に示すの時なり今よりよく注意して其準備に手落なからん事と希望するなり

（畢）

官報

府縣

○文部省達第十號
當省明治十六年（四月）第六號達同十八年（一月）第四號達廢止候條此旨相達候事
但現ニ東京師範學校ニ入學ノ女生徒ニ限リ其卒業迄諸事從前ノ通據稱候儀ト心得ヘシ
明治十八年十月十五日　文部卿伯爵大木喬任

府縣

○文部省達第十一號
自今當省所轄東京師範學校ニ於テ府縣立師範學校ノ學校長教員タルヘキ者ヲ養成センカ爲メニ左ノ要項ニ依リ生徒ヲ募集候條此旨相達候事
明治十八年十月十五日　文部卿伯爵大木喬任
一府縣立師範學校ノ高等師範學科第一級生徒若クハ該等科卒業生ノ內ヲ選拔シテ入學セシムル事　但本文生徒ノ選拔ハ東京師範學校職員等ヲ府縣ニ派遣シ又ハ該校ヨリ府縣ニ照會シテ之ヲ取扱ハシムル事○一右生徒ノ學費旅費等ハ東京師範學校ヨリ支給スル事○一右生徒卒業ノ後ハ文部省ヨリ其就職地并ニ俸額等ヲ指定スル事

○農商務省告示第二十二號
本年八月中朝鮮國江原道地方ニ於テ一種傳染牛病發生漸次京城地方ニ蔓延シ爲ニ斃死スル者尠カラサル趣右病症ハ果シテ眞正牛疫ナルヤ否未タ詳ラスト雖モ猛惡傳染性ノ牛病タルヤ疑フヘカラス然ルニ該地ノ如キハ僅ニ一葦帶水ノ間ニアリテ交通自ラ頻繁ナレハ牛皮ノ輸入等常ニ貿易ノ關係尠シトセス若シ之ヲ輕々ニ付シ其病毒ヲ我邦ニ輸入スルカ如キ事アラハ容易ナラサル次第ニ有之就テハ同國貿易ニ從事スル者ハ牛皮其他病毒ノ媒介タルヘキ物品ニ專ラ注意シ且敢者ハ此際一層家畜ノ衛生ヲ精密ニシ病毒傳播ノ豫防ヲ怠ラサル樣可致此旨告示候事
明治十八年十月十五日　農商務卿伯爵西鄕從道

○工部省告示第三十號
今般山口縣長門國下ノ關海峽門司灣內ニ浮標一箇ヲ設置ス
一該浮標ノ位置ハ門司灣ノ洲上ニシテ大選潮ノ時水深二尋ト三分ノ一ノ處ニ設置ス
一該洲上ノ水深海圖ニ就テ見レハ大退潮ノ時三尋ト記載シアリト雖ト近時測量スル所ロニ據レハ二尋ト三分ノ一ナリ
一該浮標ノ眞方位ハ左ノ如シ　下ノ關電信分局ハ北六十五度三十分西　門司崎ノ極端ハ北三十一度十五分東　鳥次兵衛鼻標ハ南三十度三十分西
一該浮標ノ構造圖畫形ニシテ赤黑ノ横線ニ塗リ頂ニ赤色ノ球形ヲ設ケ水面ヨリ高サ一丈ナリ
右告示候事
明治十八年十月十五日　工部卿伯爵佐々木高行

○警視廳　東京府達
飲食物腐生及ヒ下水井溜便所等掃除方ノ儀ニ付テハ過般來再度論達致置候處今般秋冷ニ向フテ以テ自然怠慢ニ流レ候テハ不都合ニ有之且目下兵庫大阪兩場ニ於テ虎列刺病流行ノ兆有之旁最前論達之主旨尙一層注意スヘシ此旨重テ論達候事
明治十八年十月十五日　警視總監大迫貞清

東京府知事渡邊洪基

○昨十四日起業公債證書抽籤法執行のため大藏權少書記官野本高義の國債局長代理として國債記錄局の屬官六名と俱ゐ三井銀行本店へ出張し東京府廳官吏三名該證書所有者中同府下に於て身柄れ者六名と立會として抽籤せしに當籤金額二十三萬五千九百圓なり其の當籤番號等は左の如し

起業公債證書當籤

第二十六籤　金十一萬七千九百五十圓
（內譯略す）
第六十七籤　金十一萬七千九百五十圓
（內譯略す）
（以上六件本年十月十五日官報）

雜報

○故正章集　中隊隊司令官松村海軍少將は今度各艦隊

組定圖ゐ充分ゐ調査ゐ為ゐ為ゐ為